

報告第9号

専決処分（和解及び損害賠償の額の決定）の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている下記の事項について、別紙のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和3年12月7日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

記

1 専決処分事項

和解及び損害賠償額の決定について

2 専決処分した理由

法律上町の義務に属する損害賠償で、1件50万円以下のものに係る和解及び損害賠償の額の決定に関する事項

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されているので下記のとおり専決処分する。

令和3年11月12日

南風原町長 赤 嶺 正 之

- 1 専決処分事項 和解及び損害賠償額の決定について
- 2 相手方 那覇市具志1丁目13-6番地
株式会社 ダスキン沖縄
代表取締役社長 松井 宏明
- 3 事故の概要 令和3年10月4日（月）午後1時20分頃、本部公園の駐車場において、除草作業中に駐車していた車両の後部ガラスに小石が飛び破損した。
- 4 損害賠償額 95,825円